

那智勝浦町
公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

那智勝浦町公共施設等総合管理計画

目次

1. 計画策定の背景と目的	1
1. 1 計画の背景	1
1. 2 計画の目的	1
1. 3 計画の位置付け	2
2. 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題	3
2. 1 那智勝浦町の概況と将来人口の見通し	3
2. 1. 1 那智勝浦町の概況	3
2. 1. 2 将来の人口推計	7
2. 2 公共施設等の現況と課題	8
2. 2. 1 計画の対象施設	8
2. 2. 2 対象施設の現況と課題	9
2. 3 財政の現状と課題	15
2. 3. 1 財政全般の現況と見通し	15
2. 3. 2 投資的経費、維持補修費の見通し	16
2. 4 公共施設等の現況及び課題に関するまとめ	23
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	24
3. 1 計画期間	24
3. 2 現状や課題に関する基本認識	24
3. 3 公共施設等の管理に関する基本原則	25
3. 4 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策	25
3. 5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
3. 5. 1 点検・診断等の実施方針	26
3. 5. 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針	26
3. 5. 3 安全確保の実施方針	26
3. 5. 4 耐震化の実施方針	27
3. 5. 5 長寿命化の実施方針	27
3. 5. 6 統合や廃止等の推進方針	27
3. 5. 7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	28
3. 6 公共施設等の数量に関する数値目標の設定	29
3. 7 フォローアップの実施方針	30
4. 公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本方針	31

1. 計画策定の背景と目的

1. 1 計画の背景

わが国では、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えますが、一方で地方公共団体の財政は厳しい状況が続き、また、人口減少・少子化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれています。このような状況に鑑み、公共施設等の全体を把握し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていくために、平成 26 年 4 月、総務省は全国の地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定要請」を行いました。

本町における公共施設等に関連する取り組みとしては、国が実施した「三位一体の改革」による地方交付税の削減や国庫補助負担金の減額の影響により厳しい財政状況となり、平成 16 年 12 月に「財政健全化計画」を策定、平成 22 年 4 月には過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域の指定を受けたことから「那智勝浦町過疎地域自立促進計画」を策定し、財政基盤の確立・過疎地域からの脱却に取り組んでまいりましたが、人口減少による税収の減少や高齢化による社会保障費の増大など、今後も予断を許さない状況が続くことが考えられます。一方、昭和時代（40 年代以降）に建設された老朽化した公共施設の維持管理・改修・更新など、より一層の行財政面での対策を必要としている現状があります。

1. 2 計画の目的

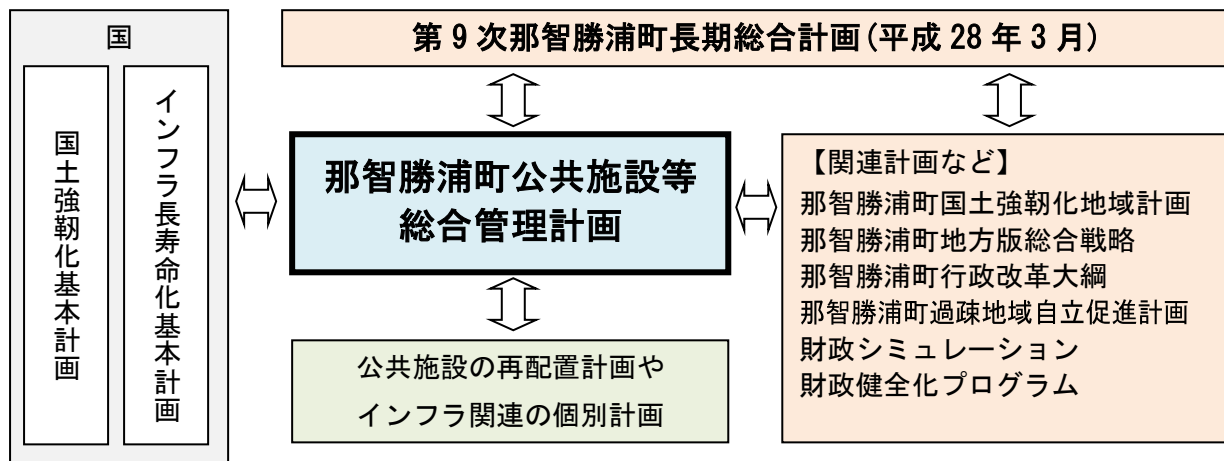
本町の人口は、太田村・下里町の編入により現在の町域となった昭和35年以降減少を続け、平成52年には1万人を下回ると推計されています。深刻な人口減少に対して、老朽化した公共施設等の維持更新などに必要な経費は将来的に増加し、財政を圧迫することが予測されます。したがって、将来的な財政負担の軽減や健全な町民生活の維持を図るためにも、公共施設等にかかる総合的な管理の検討が必要とされます。

そこで、公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、「那智勝浦町公共施設等総合管理計画」を策定します。

1. 3 計画の位置付け

本計画は、先に示した総務省からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日 総財務第 74 号）による計画策定要請を受けて、本町のインフラを含む公共施設等の今後のあり方についての基本的な方向性を示すものとして位置付けます。

本町では、町の全体方針を「第 9 次那智勝浦町長期総合計画（平成 28 年 3 月）」「那智勝浦町地方版総合戦略（平成 28 年 3 月）」にて示しています。また、過疎地域からの脱却を目指すための施策を示す「過疎地域自立促進計画」を定めています。



本計画はこれらの諸計画との整合性を図るとともに、これから増大する公共施設等の維持管理経費とこれによる町財政への負担の軽減や平準化を図るために、インフラを含む公共施設等のあり方に関する方針、特にアセットマネジメントの考え方をもとに公共施設等の長寿命化や施設保有量の最適化を念頭において検討を行うものです。

2. 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題

2. 1 那智勝浦町の概況と将来人口の見通し

2. 1. 1 那智勝浦町の概況

①地勢・面積

本町は和歌山県の南東部に位置し、東は熊野灘を望み南東は太地町、西は古座川町、南西は串本町、北は新宮市に接しています。

紀伊山脈の南端にあたる那智連峰が町の北部に連なり、これに源を発する那智川・太田川の両河川が南東に流れ熊野灘に注いでいます。本町の平地のほとんどはこれらの両河川流域と海岸地域に形成されており、土地の都市的利用及び農業的利用の舞台となっています。海岸線はリアス式で、勝浦港など天然の良港を有し、また名勝「紀の松島」など見事な景観を展開しています。

また、町面積は183.31 km²であり、山地と丘陵地をあわせた面積が総面積の約90%を占めています。

■本町の位置



②沿革

那智の滝を抱く那智山は、日本の代表的な聖地として歴史的に良く知られ、熊野三山のひとつとして、修験道や観音信仰と結び付いて発展し、「蟻の熊野詣」といわれるほど熊野参詣道（熊野古道）は賑わいました。

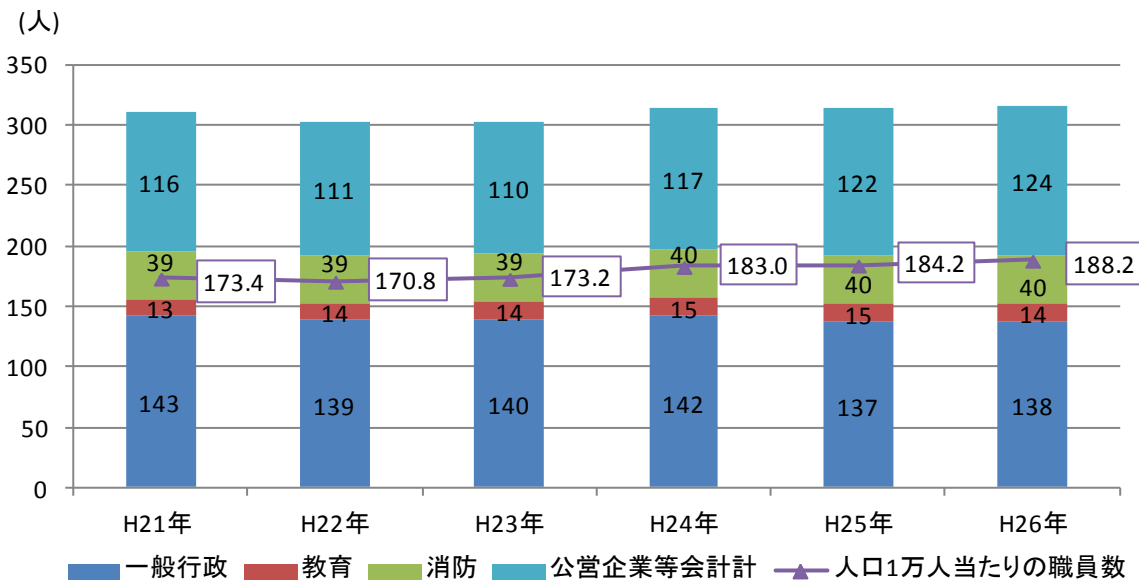
中世において、この地域は那智の荘12ヵ村として、那智山の社領となり那智山三坊と呼ばれる先達組織の支配に属していました。江戸時代には現在の町域に38ヵ村があり、旧色川村の一部は和歌山藩に属し、他は和歌山藩新宮領に属していました。

明治22年（1889年）の市町村制の施行により町域には、勝浦村・那智村・宇久井村・色川村・上太田村・下太田村・下里村の7ヵ村が生まれ、その後、勝浦村・下里村・那智村は町に昇格、上太田村と下太田村の合併がありました。そして昭和30年（1955年）に勝浦町・那智町・宇久井村・色川村が合併して那智勝浦町が誕生しました。その後、昭和35年（1960年）に太田村と下里町を編入して今日に至っています。

③職員数

本町の職員数の推移を以下に示します。普通会計にかかる職員と公営企業等の職員の合計は310人前後で横ばいです。町人口の減少に伴い、人口1万人当たりの職員数は、増加傾向にあります。

■職員数の推移



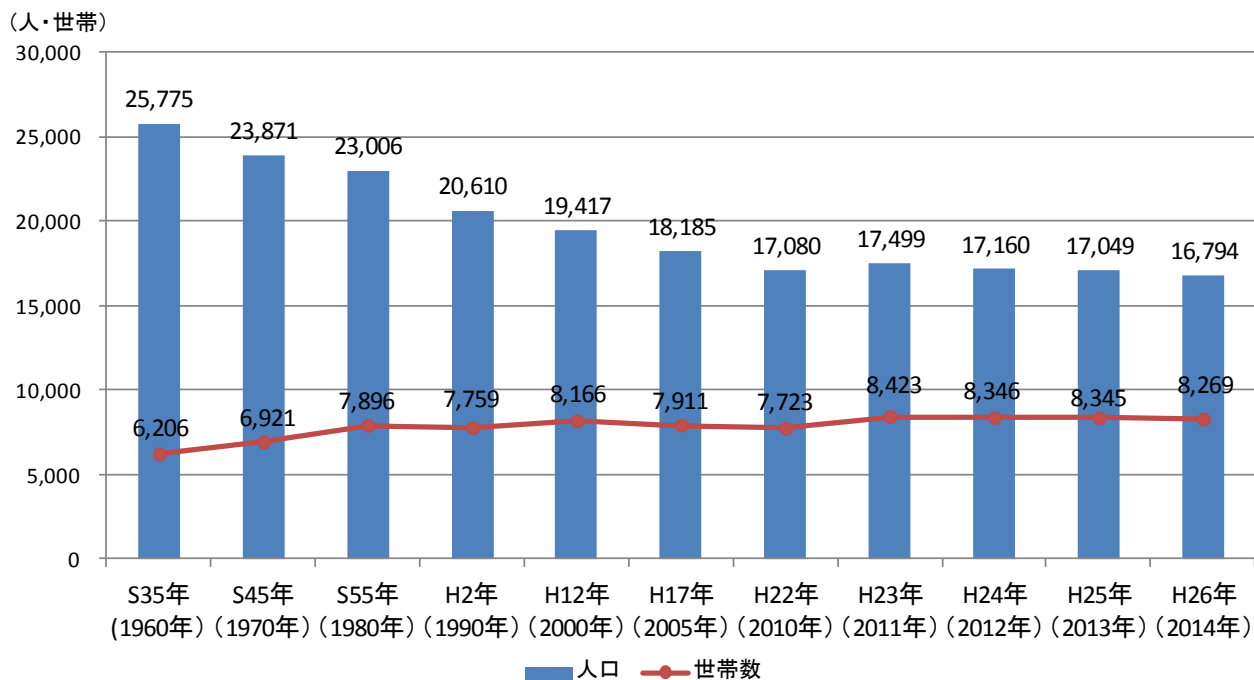
出典：町資料、人口は各年4月1日現在住民基本台帳

④人口・世帯数の推移

本町の人口は、現在の町域となった昭和35年以降減少がつづき、平成22年にさげどまり、その後横ばいの傾向にありましたが、平成26年には17,000人を下回り減少に転じました。

総人口の減少に対して、世帯数は増加傾向にあり平成26年では8,269世帯となっています。

■人口・世帯数の推移

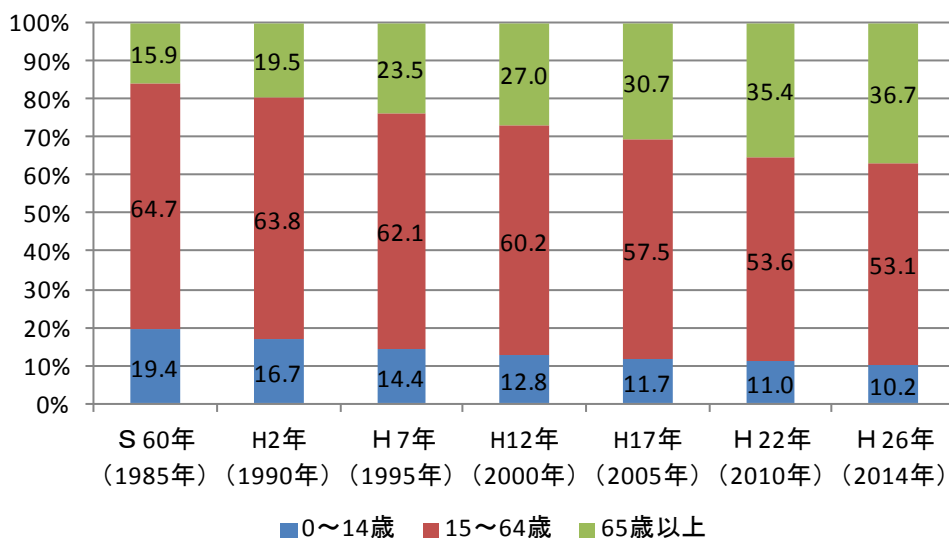


出典：平成22年まで国勢調査、平成23年以降住民基本台帳

⑤年齢3階級別人口の推移

年齢3階級別人口の推移をみると、平成26年には、0～14歳の人口比率が10.2%、65歳以上の人口比率が36.7%と、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

■年齢3階級別人口の推移

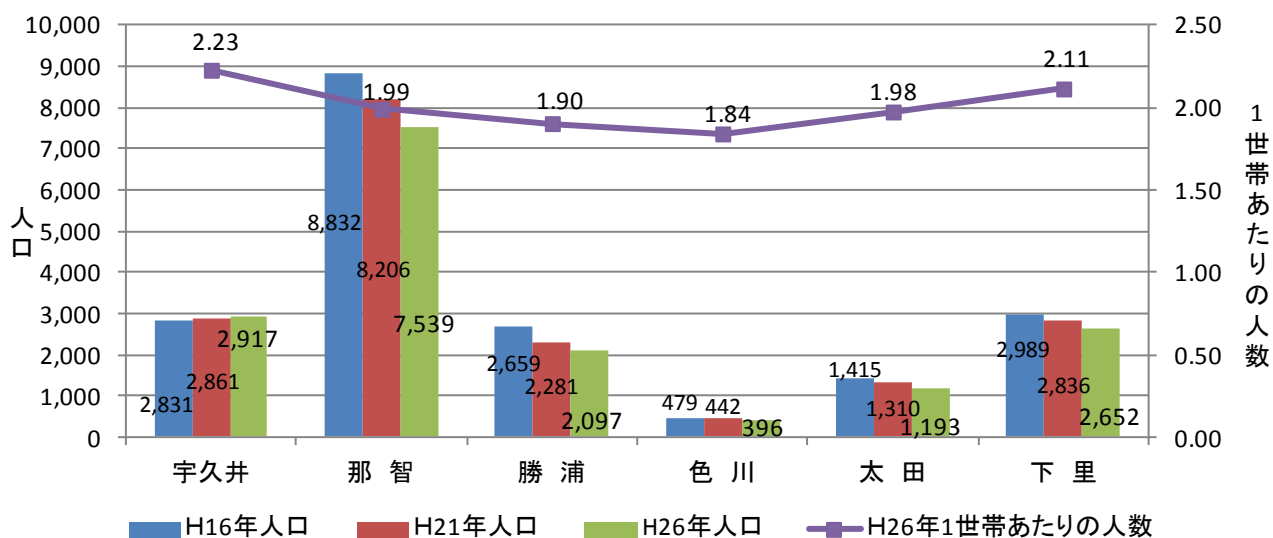


出典：平成22年まで国勢調査、平成26年は住民基本台帳

⑥地区別人口・1世帯あたりの人数

地区別人口の推移をみると、那智地区が最も人口の割合が高くなっています。また、宇久井地区以外のすべての地区で人口が減少傾向となっています。1世帯あたりの人数は宇久井地区や下里地区が2人以上となっていますが、他の地区は2人を下回っている状況です。

■地区別人口・1世帯あたりの人数

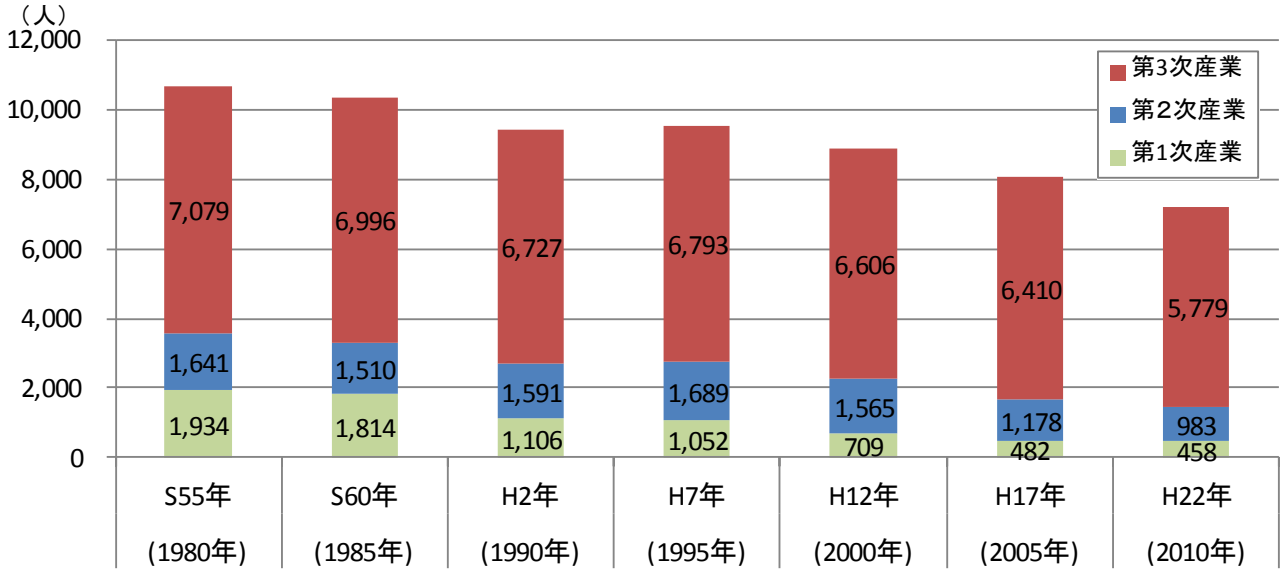


出典：住民基本台帳

⑦産業別就業者数

産業別就業者数は、第1次産業6.3%、第2次産業13.6%、第3次産業79.7%となっています。昭和55年(1980年)からの推移をみると、すべての分野で就業者は減少していますが、第1次産業の減少率が特に大きく、第3次産業に占める割合は増加しています。

■産業別就業者数の推移

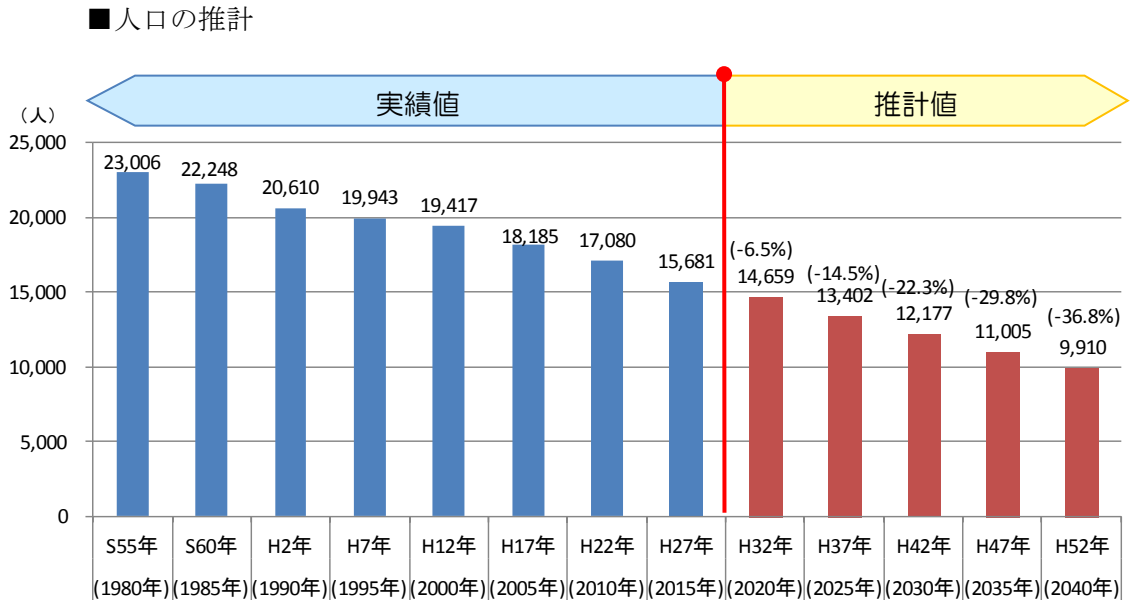


	S55年 (1980年)	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	H22年 (2010年)
農業	922	957	429	494	310	245	225
林業	163	149	108	98	63	35	60
漁業	849	708	569	460	336	202	173
第1次産業	1,934 18.1%	1,814 17.6%	1,106 11.7%	1,052 11.0%	709 8.0%	482 6.0%	458 6.3%
鉱業	1	1	0	0	4	1	0
建設業	854	744	801	833	861	726	530
製造業	786	765	790	856	700	451	453
第2次産業	1,641 15.4%	1,510 14.6%	1,591 16.9%	1,689 17.7%	1,565 17.6%	1,178 14.6%	983 13.6%
卸小売業	2,622	2,691	2,504	2,358	2,254	1,851	1,598
金融・保険・不動産業	246	276	248	218	194	176	133
運輸・通信業	727	614	532	461	417	349	385
電気・ガス・水道業	37	39	32	33	34	16	27
サービス業	3,168	3,042	3,111	3,382	3,308	3,647	3,317
公務	279	334	300	341	399	371	319
第3次産業	7,079 66.4%	6,996 67.7%	6,727 71.4%	6,793 71.2%	6,606 74.4%	6,410 79.3%	5,779 79.7%
その他	8	12	3	12	4	12	28
合計	10,662	10,332	9,427	9,546	8,884	8,082	7,248

出典：国勢調査

2. 1. 2 将来の人口推計

本町の平成 27 年国勢調査の速報集計による人口は 15,681 人となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 25 年 3 月）では、約 20 年後の平成 47 年には、人口 11,005 人となり、平成 27 年の人口から約 3 割減少し、平成 52 年には、更に減少し、9,910 人と 1 万人を下回るとされています。



出典：平成 27 年まで国勢調査、平成 32 年以降国立社会保障・人口問題研究所推計値
 ※カッコ内数値は、平成 27 年国勢調査速報値の人口 15,681 人を基準とした減少率

2. 2 公共施設等の現況と課題

2. 2. 1 計画の対象施設

本計画で対象とするものは、本町の保有する公共施設等のうち、公共施設、インフラ資産とします。

公共施設については、施設類型別に町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設、行政系施設、公営住宅、公園施設、供給処理施設、上下水道施設、その他に分類し、現状等の把握や基本的な方針を検討します。また、インフラ資産については、類型別に道路、橋梁、上水道、下水道に分類し、公共施設と同様に現状等の把握や基本的な方針を検討します。

■計画対象施設の類型

	公共施設等	
	公共施設	インフラ資産
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民文化系施設 ・ 社会教育系施設 ・ スポーツ・レクリエーション系施設 ・ 学校教育系施設 ・ 子育て支援施設 ・ 行政系施設 ・ 産業系施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療施設 ・ 病院施設 ・ 保健・福祉施設 ・ 公営住宅 ・ 公園 ・ 供給処理施設 ・ その他
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 ・ 橋りょう ・ 上水道 ・ 下水道

■公共施設の類型別施設数・延床面積（平成27年10月1日時点）

施設分類	施設数	延床面積(m ²)
町民文化系施設	6	2,034.9
社会教育系施設	1	530.0
スポーツ・レクリエーション系施設	15	8,325.0
学校教育系施設	10	30,748.0
公営住宅	22	7,999.7
産業系施設	7	4,645.3
子育て支援施設	7	3,948.6
保健・福祉施設	4	2,871.0
行政系施設	19	6,062.5
公園	3	566.0
供給処理施設	2	2,492.0
病院施設	6	8,110.0
医療施設	1	244.0
その他	34	16,315.9
合計	137	94,892.9

■インフラ施設の整備量（平成27年10月1日時点）

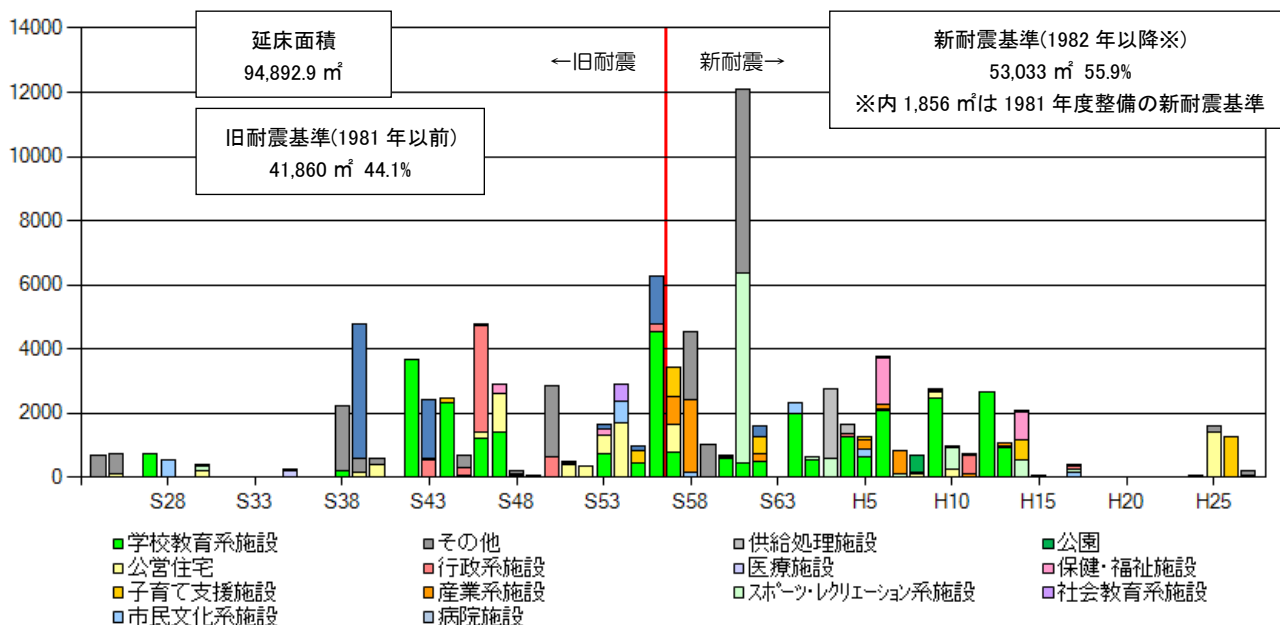
施設分類	延長・施設数等	面積(m ²)
道路	276,716m	964,783.00
橋梁	190本	8,327.00
上水道施設	11施設	2,892.00
下水道施設	1施設	503.00
上水管	174,212m	-
下水管	6,399m	-
合計	-	976,505.00

2. 2. 2 対象施設の現況と課題

(1) 那智勝浦町の公共施設の現況

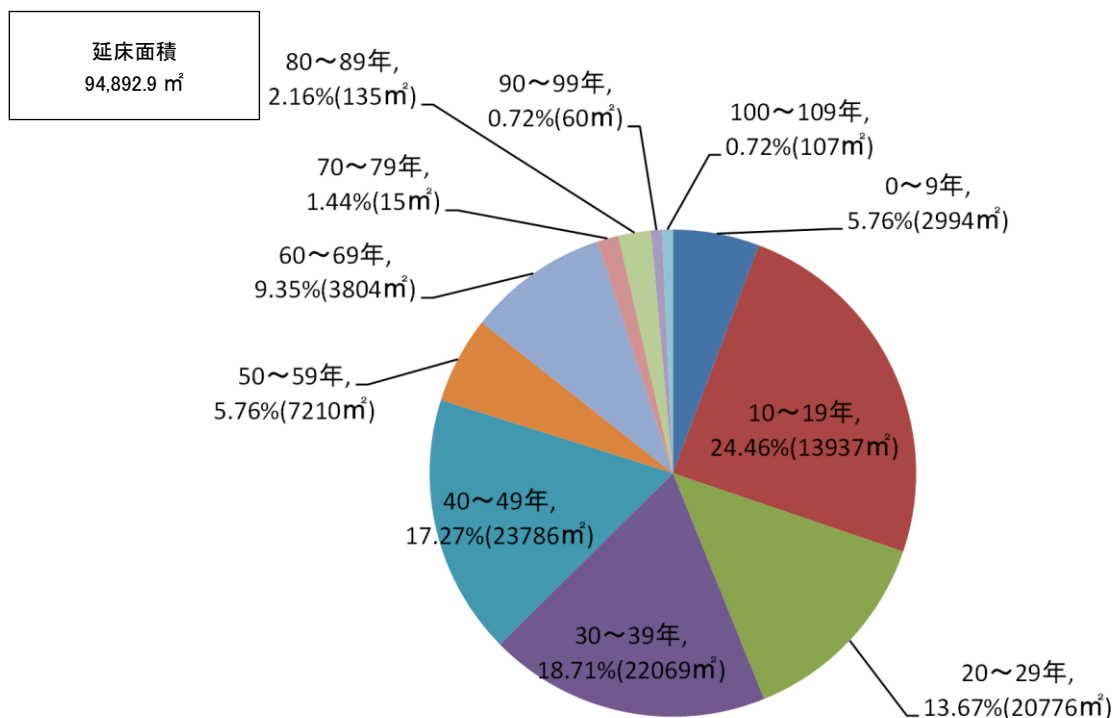
本町の公共施設の整備状況を概観すると、現在約 9.5 万㎡（延床面積）の公共施設を有しており、大半の施設が昭和 40 年代～平成 14 年までの間に整備されていますが、中でも、昭和 50 年代、61 年の整備延床面積が大きくなっています。

■ 公共施設年度別整備延床面積



経過年数別の割合を見ると、30 年代が約 19%、40 年代が約 17%で、30 年以上経過している施設の合計面積は、全体の半分以上を占めています。

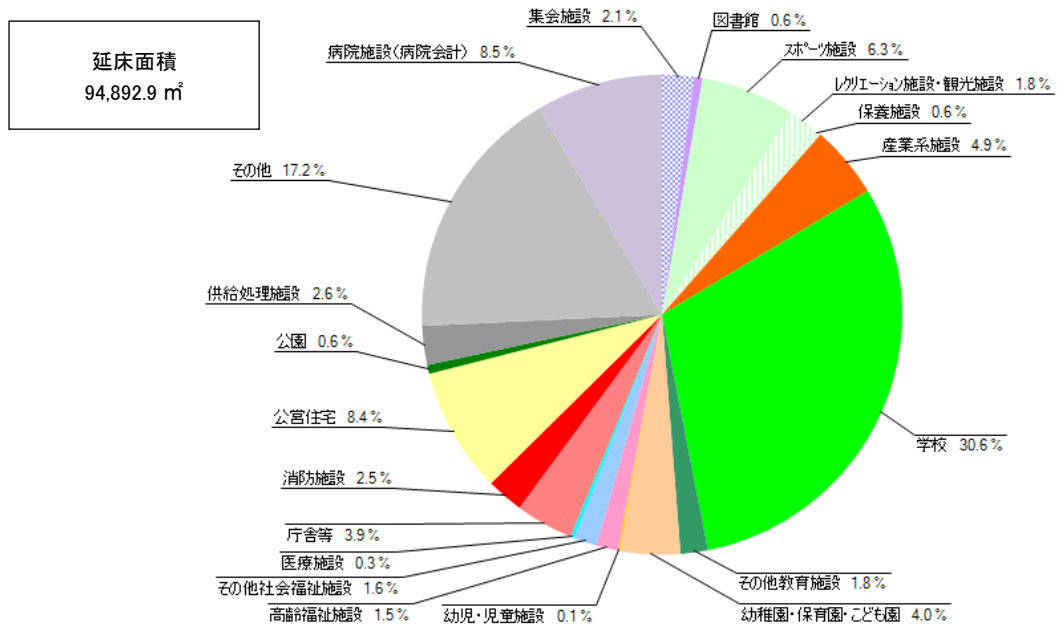
■ 公共施設の経過年数別割合



※()内の数字は対象施設における総延床面積
 の小数第一位を四捨五入した値

公共施設の整備の割合は学校教育系施設が最も多く、30.6%を占めています。

■ 公共施設分類別整備延床面積の割合

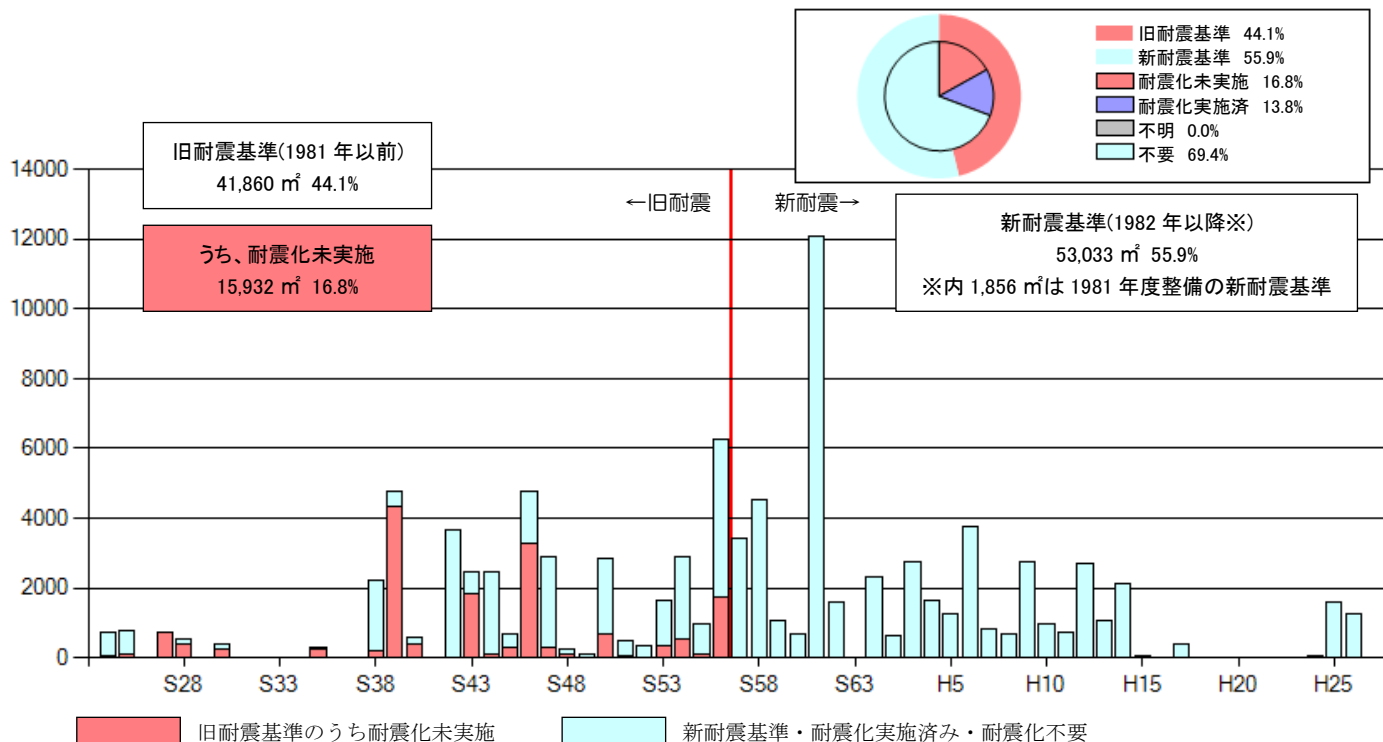


(2) 公共施設の耐震化の現状

公共施設の耐震化の状況については、全体 9.5 万㎡に対して約半分の 5.3 万㎡が新耐震基準となっています。

また、公共施設の総延床面積に対して、耐震化実施済みは 13.8%、耐震化未実施は 16.8%となっています。

■ 公共施設の耐震化の状況



これらの耐震化の状況は、施設分類ごとに次のように整理できます。

■ 公共施設の耐震状況

施設分類	延床面積	新耐震基準 (耐震化不要)		旧耐震基準							
				耐震化未実施		耐震化実施済み		耐震化不要			
		面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合	面積	割合
町民文化系施設	2,035㎡	864㎡	42.5%	1,171㎡	57.5%	385㎡	18.9%	663㎡	32.6%	123㎡	6.0%
社会教育系施設	530㎡	0㎡	0.0%	530㎡	100.0%	530㎡	100.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%
スポーツ・レクリエーション系施設	8,325㎡	8,190㎡	98.4%	135㎡	1.6%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%	135㎡	1.6%
学校教育系施設	30,748㎡	17,002㎡	55.3%	13,746㎡	44.7%	1,037㎡	3.4%	12,075㎡	39.3%	634㎡	2.1%
公営住宅	8,000㎡	2,818㎡	35.2%	5,182㎡	64.8%	849㎡	10.6%	0㎡	0.0%	4,333㎡	54.2%
産業系施設	4,645㎡	4,645㎡	100.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%
子育て支援施設	3,949㎡	3,448㎡	87.3%	501㎡	12.7%	118㎡	3.0%	382㎡	9.7%	0㎡	0.0%
保健・福祉施設	2,871㎡	2,360㎡	82.2%	511㎡	17.8%	511㎡	17.8%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%
行政系施設	6,063㎡	900㎡	14.8%	5,163㎡	85.2%	4,438㎡	73.2%	0㎡	0.0%	725㎡	12.0%
公園	566㎡	566㎡	100.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%
供給処理施設	2,492㎡	2,440㎡	97.9%	52㎡	2.1%	52㎡	2.1%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%
病院施設	8,110㎡	356㎡	4.4%	7,754㎡	95.6%	7,730㎡	95.3%	0㎡	0.0%	24㎡	0.3%
医療施設	244㎡	0㎡	0.0%	244㎡	100.0%	244㎡	100.0%	0㎡	0.0%	0㎡	0.0%
その他	16,316㎡	9,444㎡	57.9%	6,872㎡	42.1%	149㎡	0.9%	0㎡	0.0%	6,723㎡	41.2%
合計	94,893㎡	53,033㎡	55.9%	41,860㎡	44.1%	16,043㎡	16.9%	13,120㎡	13.8%	12,696㎡	13.4%

※上水道施設・下水道施設についてはインフラ施設にて計上

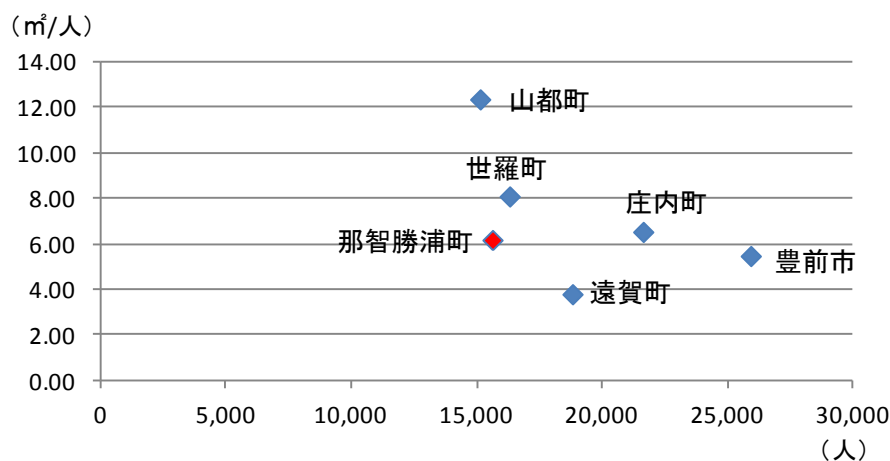
(3) 公共施設の整備水準

本町の 15,681 人に対して公共施設の延床面積は約 9.5 万㎡となっており、一人当たりの床面積は 6.05 ㎡です。本町と同規模の人口を有する他の市町の人口一人当たりの公共施設床面積は、平均 7.03 ㎡程度となっており、やや少なくなっています。

■施設分類ごとの延床面積

施設分類	延床面積(㎡)
町民文化系施設	2,034.9
社会教育系施設	530.0
スポーツ・レクリエーション系施設	8,325.0
学校教育系施設	30,748.0
公営住宅	7,999.7
産業系施設	4,645.3
子育て支援施設	3,948.6
保健・福祉施設	2,871.0
行政系施設	6,062.5
公園	566.0
供給処理施設	2,492.0
病院施設	8,110.0
医療施設	244.0
その他	16,315.9
総計	94,892.9
一人当たり床面積(㎡/人)	6.05

■公共施設の整備水準の比較



自治体名		人口(人)	一人当たり床面積(㎡/人)	総延床面積(㎡)
山形県	庄内町	21,669	6.51	141,166
福岡県	豊前市	25,961	5.45	141,564
福岡県	遠賀町	18,847	3.77	71,019
熊本県	山都町	15,164	12.34	187,112
広島県	世羅町	16,340	8.07	131,942
和歌山県	那智勝浦町	15,681	6.05	94,893
6市町村平均		-	7.03	-

出典：人口は、平成 27 年国勢調査速報集計、
他市町の延床面積は、公共施設等総合管理計画

(3) 那智勝浦町のインフラの現況

①道路

本町における道路の保有量は、一般道路の面積が約 96 万 m²で実延長は約 28 万 m となっています。

■道路の実延長と面積

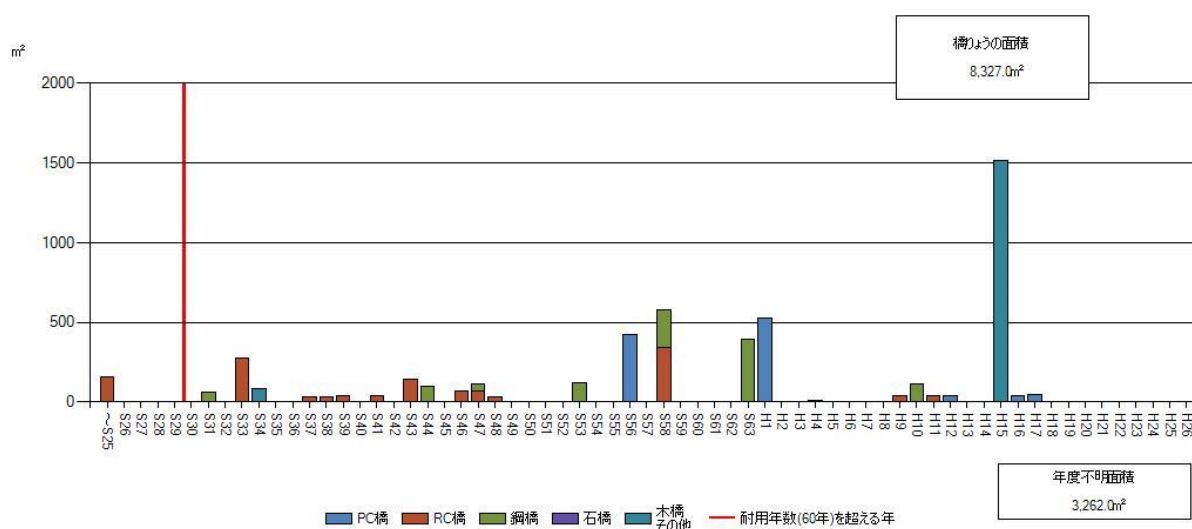
区分	項目	数量
一般道路	実延長	276,716m
	道路部分面積	964,783 m ²

②橋梁

本町における橋梁の整備の推移は、昭和 25 年から平成 17 年頃まで随時整備が進められ、平成 15 年には集中的に整備が行われています。橋梁の現在の整備状況は延長が 858m（面積 8,327.0 m²）、整備本数が 190 本となっています。

橋梁の耐用年数は建設から 60 年であり、今後、昭和 30 年代に整備された橋梁から順次耐用年数を超えていくことになります。

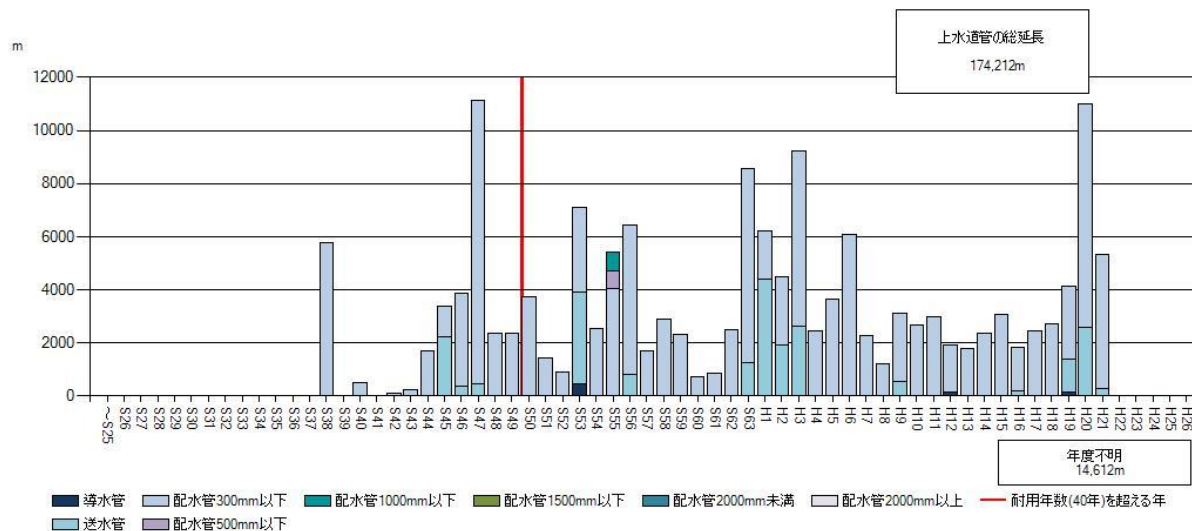
■橋梁：構造別年度別整備面積



③上水道

本町では、「太田川浄水場」「市野々浄水場」を整備しており、本町の上水道管の整備総延長は約 174.2 km となっています。昭和 50 年以前に整備された上水道管は、耐用年数 40 年を超えています。

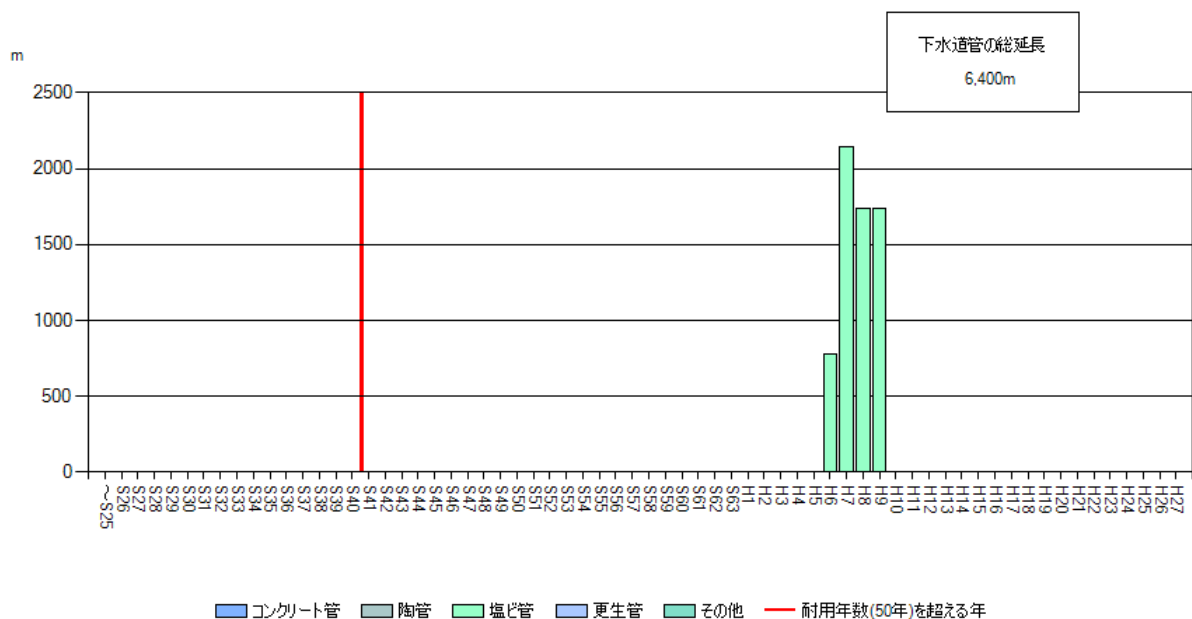
■ 上水道管：整備年別整備延長



④下水道

本町では、下水道終末処理施設である「那智山浄化センター」を整備し、下水道管の整備総延長は約 6.4 km となっています。

■ 下水道管整備延長



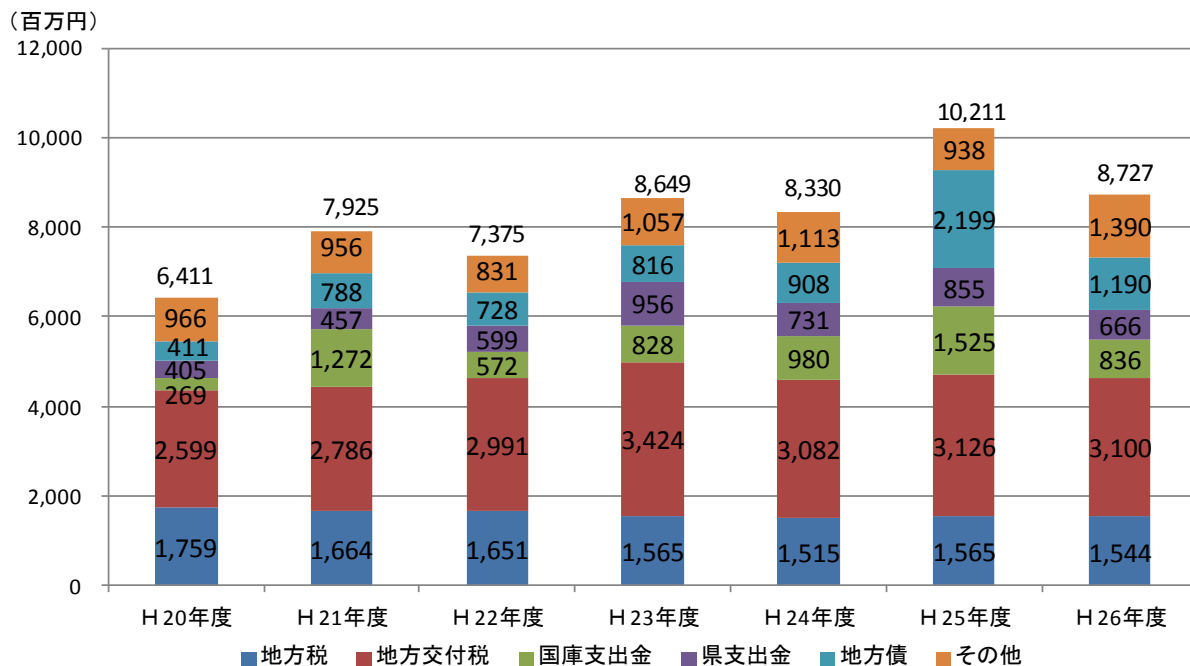
2. 3 財政の現状と課題

2. 3. 1 財政全般の現況と見通し

(1) 歳入の状況

本町の歳入の推移は、増加している傾向にありますが、平成26年度は前年度から15億円減少し、87億円となっています。内訳をみると、国庫支出金・県支出金・地方債での変動が比較的大きくなっています。

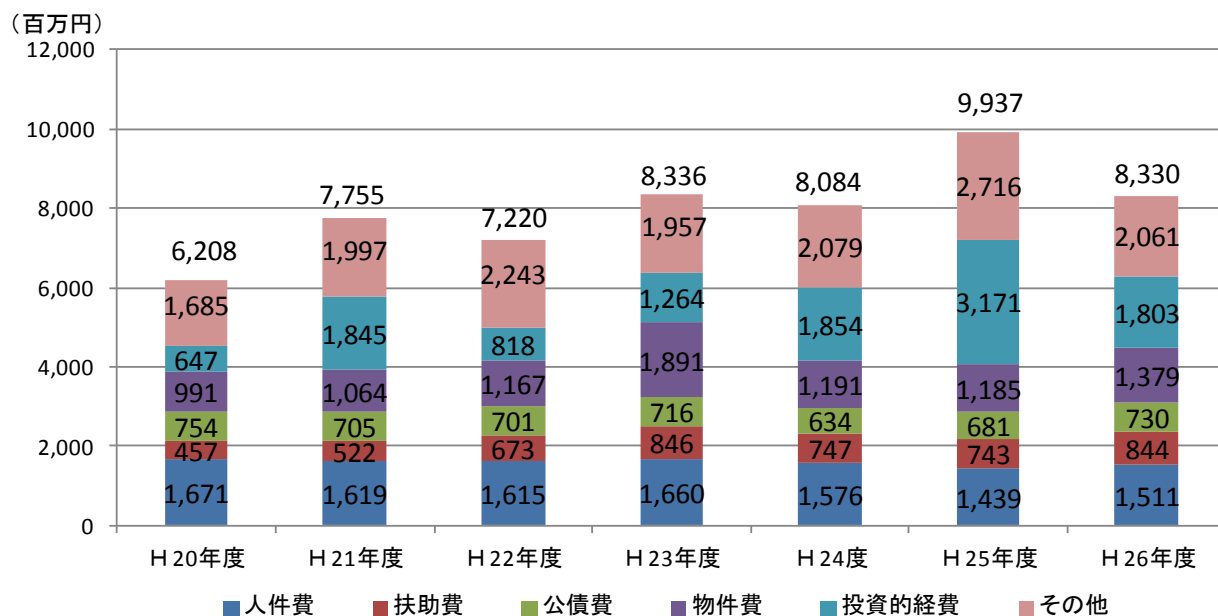
■ 歳入の推移



出典：総務省・地方財政状況調査決算カード

(2) 歳出の状況

本町の歳出については、平成26年度の投資的経費は18億円にのぼり、全体の2割をしめています。

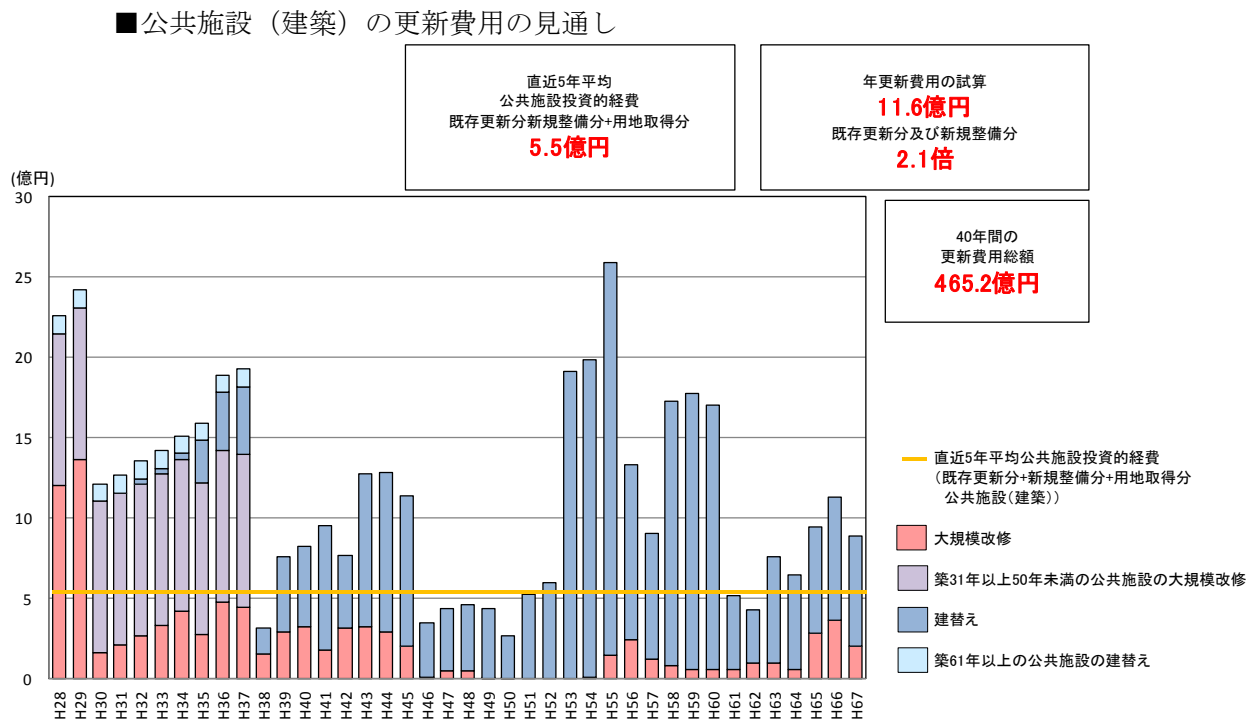


出典：総務省・地方財政状況調査決算カード

2. 3. 2 投資的経費、維持補修費の見通し

(1) 公共施設（建築）の更新費用の見通し

本町の保有する公共施設（建築）を維持するために必要な更新費用を総務省の基準により試算すると、今後40年間に発生する更新費用等の総額は約466億円となり、その平均額は約11.6億円となります。過去5年間の平均が約5.5億円となっていることから、2.1倍の額であり、財政的に大きな負担となることが懸念されます。



■ 更新費用試算の基本的な考え方

- 公共施設の種類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延べ床面積を更新すると仮定し、延べ床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。

■ 公共施設推計条件設定

大規模改修

実施年数：30年（修繕期間2年）

※現時点で大規模改修時期を既に超過している施設が残されている場合、それらの改修工事期間を当初10カ年で設定

建替え

更新年数：60年（建替え期間3年）

※現時点で大規模改修時期を既に超過している施設が残されている場合、それらの更新工事期間を当初10カ年で設定

更新単価

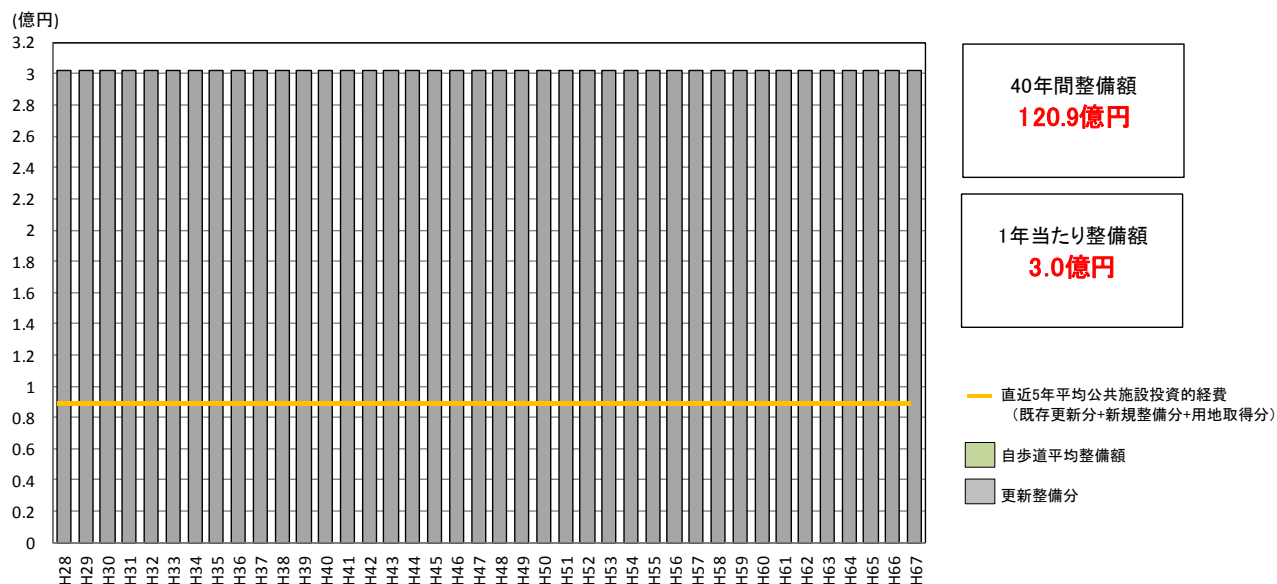
	建替え単価	大規模改修単価
町民文化系、社会教育系、行政系等施設等	40万円/m ²	25万円/m ²
スポーツ・レクリエーション系等施設等	36万円/m ²	20万円/m ²
学校教育系、子育て支援施設等	33万円/m ²	17万円/m ²
公営住宅	28万円/m ²	17万円/m ²

(2) インフラ資産の更新費用の見通し

①道路

インフラ資産のうち、道路の更新費用は、今後40年間に発生する更新費用等の総額は約121億円(約3億円/年)となっており、一方で、過去5年間の平均が約0.9億円となっていることから、2.2倍の額であり、財政的に大きな負担となることが懸念されます。

■インフラ資産(道路)の更新費用の見通し



■更新費用試算の基本的な考え方

- ・整備面積を更新年数で割った面積を1年間の舗装部分の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算する。

■道路推計条件設定

一般道路

更新年数：15年

自転車歩行者道

更新年数：15年

更新単価

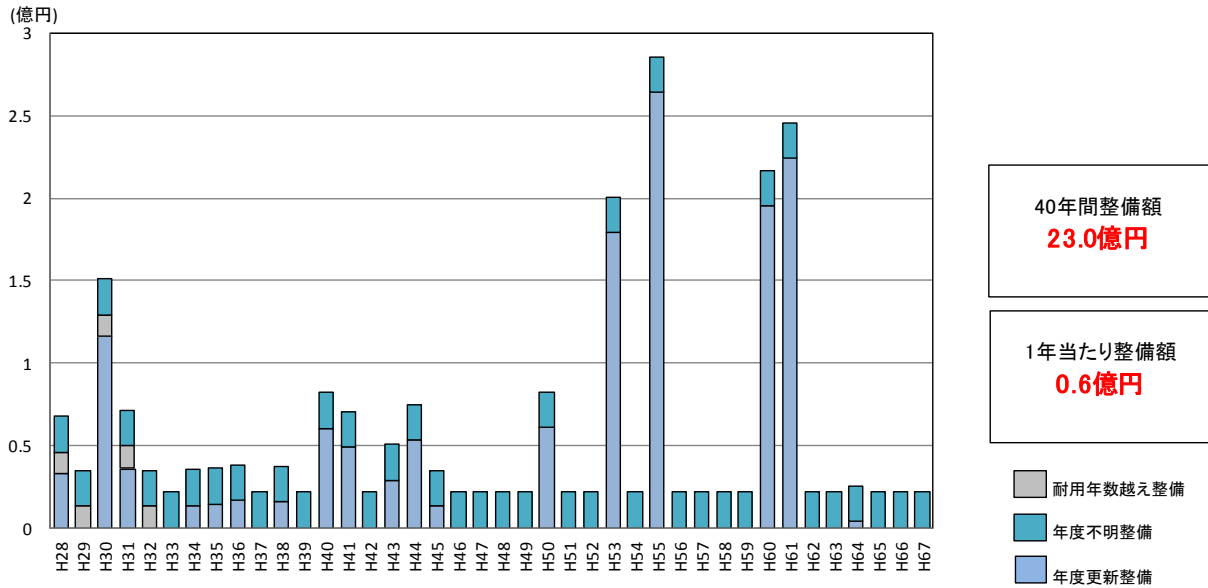
一般道路：4,700円/m²

自転車歩行者道：更新単価2,700円/m²

②橋梁

インフラ資産のうち、橋梁の更新費用は、今後 40 年間に発生する更新費用等の総額は約 23.0 億円（約 0.6 億円/年）となっています。

■インフラ資産（橋梁）の更新費用の見通し



■更新費用試算の基本的な考え方

- ・面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。

■橋梁推計条件設定

橋梁更新

更新年数：60年

※現時点で更新時期を既に超過している施設が残されている場合、それらの改修工事期間を当初5カ年で設定

更新単価

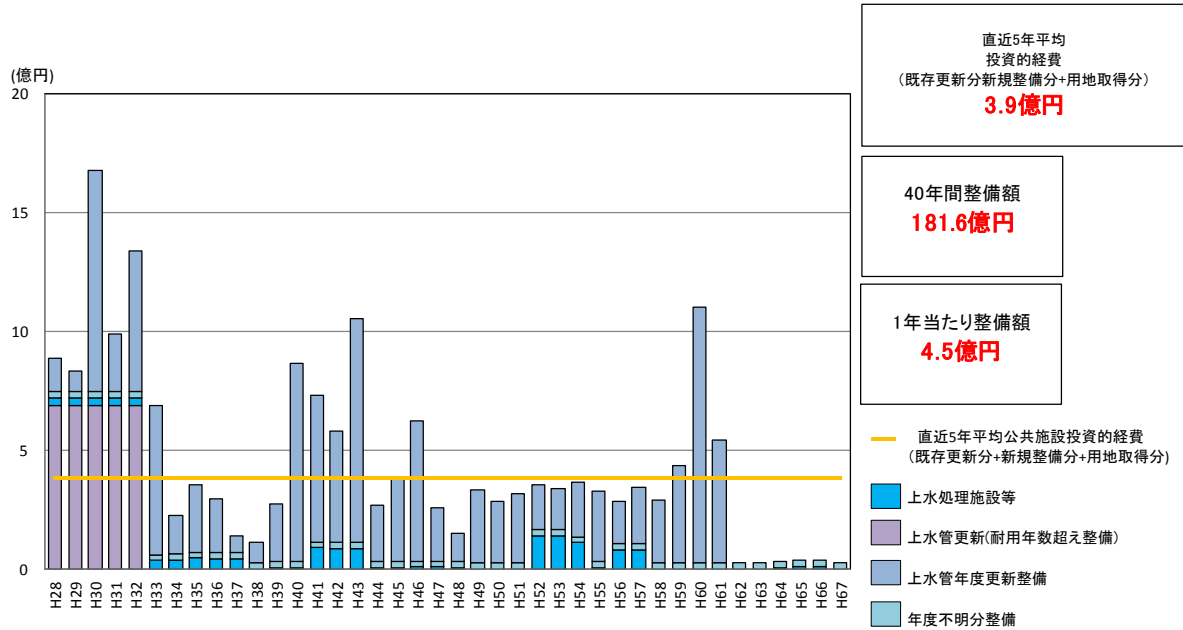
種別	橋長 15m未満	橋長 15m以上
RC橋、PC橋、石橋、木橋	400 千円/m ²	425 千円/m ²
鋼橋		500 千円/m ²

- ・上記以外は、448 千円/m²

③上水道

インフラ資産のうち、上水道の更新費用は、過去5年間の平均が約3.9億円となっており、一方、今後40年間に発生する更新費用等の総額は約182億円（約4.5億円/年）となっています。

■インフラ資産（上水道）の更新費用の見通し



■更新費用試算の基本的な考え方

- ・延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。

■上水道推計条件設定

プラント大規模改修：更新年数30年（期間2年）

プラント更新：更新年数60年（期間3年）

上水道管更新：管更新年数：40年

※現時点で更新時期を既に超過している施設が残されている場合、それらの改修工事期間を当初5カ年で設定

更新単価

プラント更新単価：36万円/㎡

※プラント大規模改修の単価は、

更新単価の60%

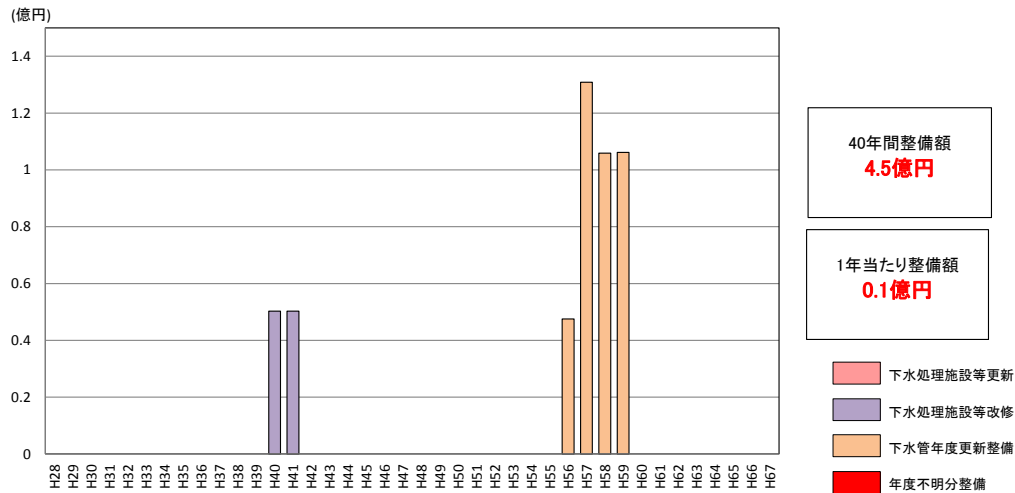
上水道管更新単価（管径別）

管径	導水管/送水管	管径	配水管	
300mm未満	100 千円/m	50mm以下	97 千円/m	
300～500mm	114 千円/m	75mm以下		
500～1000mm未満	161 千円/m	100mm以下		
1000～1500mm未満	345 千円/m	125mm以下		
1500～2000mm未満	742 千円/m	150mm以下	100 千円/m	
2000mm以上	923 千円/m	200mm以下		
耐用年数は40年とする		250mm以下		103 千円/m
		300mm以下		106 千円/m
		350mm以下		111 千円/m
		400mm以下		116 千円/m
		450mm以下		121 千円/m
		500mm以下		128 千円/m
		550mm以下		142 千円/m
		600mm以下		158 千円/m
		700mm以下		178 千円/m
		800mm以下		199 千円/m
		900mm以下		224 千円/m
		1000mm以下		250 千円/m
		1100mm以下		279 千円/m
		1200mm以下		628 千円/m
		1350mm以下	678 千円/m	
		1500mm以下	738 千円/m	
1650mm以下	810 千円/m			
1800mm以下	923 千円/m			
2000mm以上				

④下水道

インフラ資産のうち、下水道の更新費用は、今後40年間に発生する更新費用等の総額は約4.5億円（約0.1億円/年）となっています。

■インフラ資産（下水道）の更新費用の見通し



■更新費用試算の基本的な考え方

- ・延長に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算する。

■下水道推計条件設定

プラント大規模改修：更新年数 30 年（期間 2 年）

プラント更新：更新年数 60 年（期間 3 年）

下水道管更新：更新年数：50 年

※現時点で更新時期を既に超過している施設が残されている場合、それらの改修工事期間を当初 5 カ年で設定

更新単価

プラント更新単価：36 万円/m² ※プラント大規模改修の単価は、更新単価の 60%

下水道管更新単価（管径別）

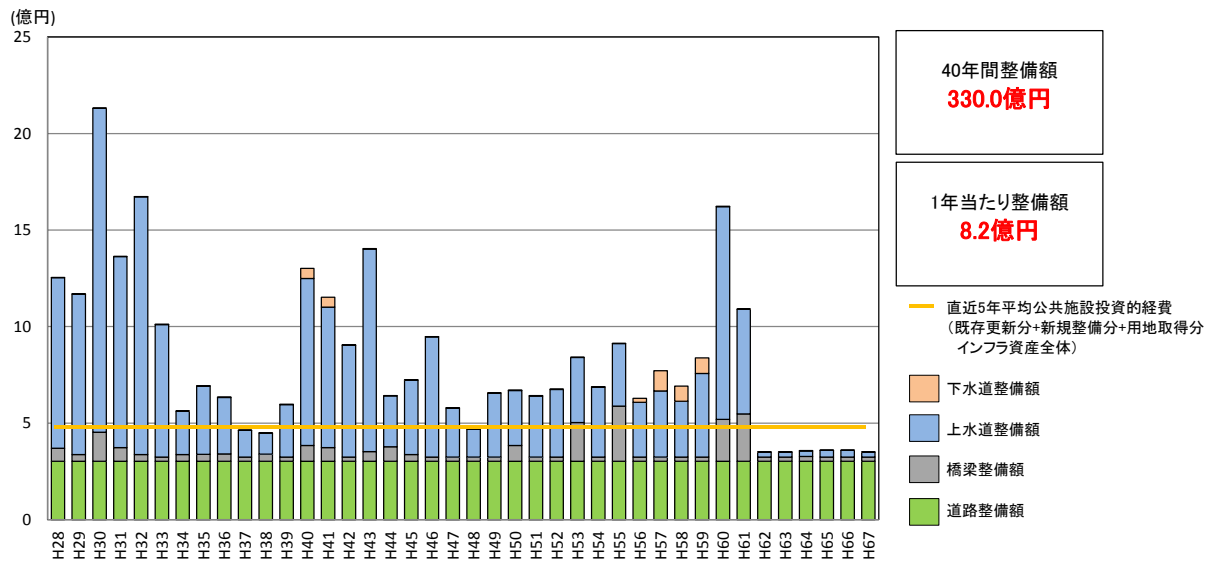
管径	耐用年数	更新単価	備考
250mm 以下	50 年	61 千円/m	更生工法を前提
251～500mm		116 千円/m	
501～1000mm		295 千円/m	
1001～2000mm		749 千円/m	
2001～3000mm		1,690 千円/m	
3001mm 以上		2,347 千円/m	

⑤インフラ資産全体

インフラ資産の更新費用等については、過去5年間の平均が約4.8億円となっています。一方、今後40年間に発生する更新費用等の総額は約330億円となっており、その平均額は約8.2億円と試算されます。

これは、過去5年間の費用に対しては1.7倍の額であり、財政的に大きな負担となることが懸念されます。

■インフラ資産の更新費用の見通し



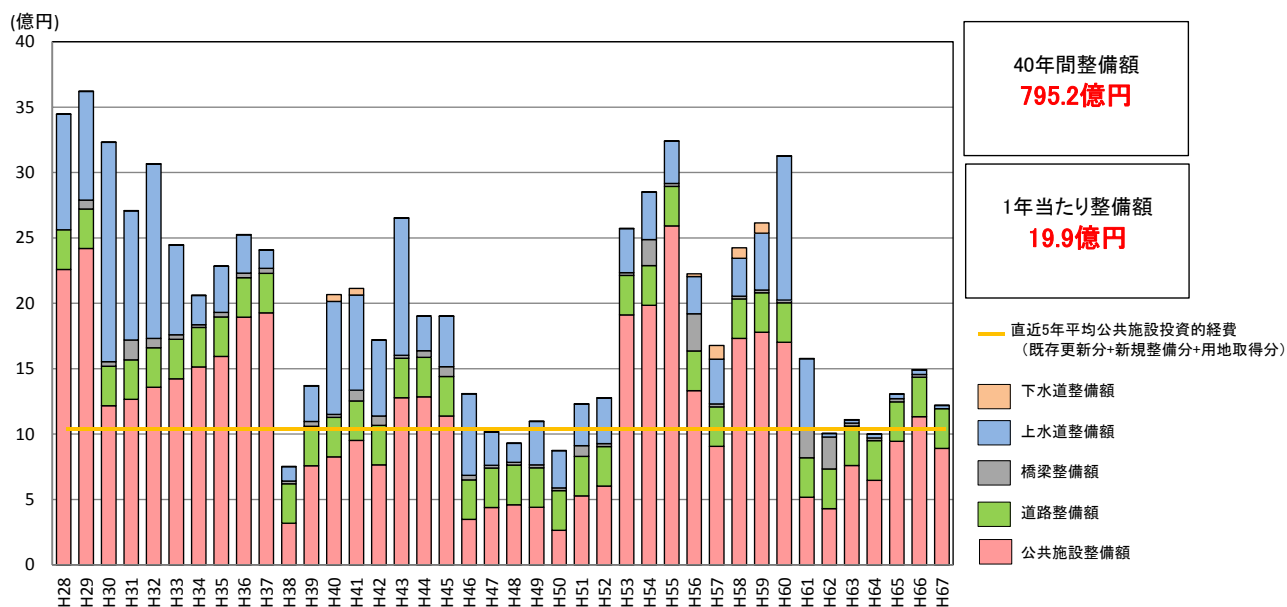
(3) 公共施設等全体の更新費用の見通し

本町の公共施設等を、現有の数量を維持するために必要な更新費用を総務省の基準により試算すると、今後40年間で約800億円必要とすることが見込まれます。

1年あたりの平均額は約20億円となり、今後予定されている新規整備施設分の更新費用は試算に含まれていませんが、それでも過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の平均額の約10.3億円の2倍となります。

将来人口が減少すると見込まれる中、2倍の更新費用の確保は困難と考えられることから、施設の複合化、統廃合、用途変更など様々な施策展開を視野に入れつつ、今後の公共施設等のあり方を検討することが必要です。

■ 公共施設全体の更新費用見通し



2. 4 公共施設等の現況及び課題に関するまとめ

【人口の現状と今後の見通しについて】

- ・本町の総人口は、現在の町域となった昭和30年以降、一貫して減少しており、平成27年は15,681人（国勢調査速報値）で、ピーク時から約3割減少しています。
- ・年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）および生産年齢人口（15～64歳）の人口比率が減少し、老年人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行していることがうかがえます。
- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成25年3月）では、約20年後の平成47年には、人口11,000人となり、平成27年の人口から29.8%減少し、平成52年には、約4割減少し、9,910人と1万人を下回るとされています。

【公共施設等の現況と課題について】

- ・公共施設の整備状況は、公共施設全体では現在約9.5万㎡（延床面積）を有しており、施設類型別では、整備延床面積が最も多い公共施設は学校教育系施設が30,748㎡となり、全体の30.4%を占めています。
- ・築30年以上の公共施設が、全体の半分以上（床面積の比率）を占めています。
- ・本町の人口に対する公共施設の延床面積の割合については、一人当たり約6.05㎡となっており、本町と同規模の人口を有する他の市町の平均である7.03㎡は下回っています。
- ・本町におけるインフラの現況は、道路実延長が約28万m（一般道路）、橋りょうの延長が858m、上水道の整備延長が約174.2km、下水道の整備延長が約6.4kmとなっています。
- ・本町の公共施設等を、現有の数量を維持するために必要な更新費用を総務省の基準により試算すると、今後40年間で約800億円必要とすることが見込まれ、1年あたりの平均額は約20億円となり、過去5年間の公共施設等にかかる投資的経費の平均額の約10.3億円の2倍となります。
- ・将来人口が減少すると見込まれる中、2倍の更新費用の確保は困難と考えられることから、施設の複合化、統廃合、用途変更など様々な施策展開を視野に入れつつ、今後の公共施設等のあり方を検討することが必要です。

【財政の現状と課題について】

- ・本町の歳入の推移は、増加している傾向にありますが、平成26年度は前年度から15億円減少し、87億円となっています。内訳をみると、国庫支出金・県支出金・地方債での変動が比較的大きくなっています。
- ・本町の歳出については、平成26年度の投資的経費は18億円にのぼり、全体の2割をしめています。
- ・今後の財政状況については、高齢化の進展等により扶助費が増加することが予測される中、公共施設等の維持管理・更新に要する費用の財源確保が困難な状態となることが予想されます。

3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

3. 1 計画期間

公共施設等の計画的な管理運営においては、中長期的な視点が不可欠となることから、計画期間は、2016年度（平成28年度）から2035年度（平成47年度）までの20年間とします。ただし、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて適宜見直し、取組を継続、発展させることとします。

3. 2 現状や課題に関する基本認識

公共施設は町民の財産であり、現状に合わない施設を保有し続けることは、町民の負担にもなります。以下に、現状や課題に関する基本認識を整理します。

【社会情勢への適合】

予想される人口減少や少子高齢化の進展に伴う扶助費等の拡大により、現状ある公共施設等を保有しつづけることは、困難であると考えます。持続可能な行政運営を進めるため、将来の街の姿にあった公共施設の更新の検討を進めます。

【安全・安心・快適の確保】

次世代に良好な施設を引き継いでいくためには、適切な維持管理により施設を安全・安心・快適に利用できるよう保ちながら、できるだけ長期間の使用に耐えうる施設にする必要があります。また、変化する住民のニーズにも対応した公共サービスの提供を進めながら、施設運営の効率化に取り組みます。

【従来型の公共サービスからの脱却】

従来からの「ハコモノありき」を前提とした行政サービスから脱却し、ハードに頼らないサービスの提供や民間を活用したサービスの運用・展開等、柔軟な考え方による新たなサービスのあり方を考えていく必要があります。

3. 3 公共施設等の管理に関する基本原則

前述の現状や課題に関する基本認識を踏まえ、本町における公共施設等を総合的に管理していくための基本原則を以下のように設定します。

【基本原則 1：施設総量の適正化】

財政状況や将来的な人口推移を考慮し、施設総量の適正化を図ります。また、社会情勢の変化に伴い利用需要が低い施設については、必要性を十分に検討し、施設の統合・廃止を行います。なお、施設総量の適正化については、広域的な施設のありかたを踏まえ、必要性等の検討を行います。

【基本原則 2：長寿命化の推進】

老朽化・耐震化の状況も踏まえ、「予防保全」の考え方による施設の点検を行い、計画的な維持管理・修繕によりライフサイクルコストを縮減し、長寿命化を推進します。

【基本原則 3：民間活力の導入】

公設・公営の発想を転換し、維持管理にかかるコスト縮減やサービスの質の向上につながるよう指定管理者制度の積極的な導入など、民間活力の導入を図り、公共施設運営の最適化を進めます。

3. 4 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

現状では、公共施設等の管理は各施設所管部署において行っていますが、公共施設等の総合的かつ計画的な管理にあたっては、公共施設等全体の最適化を目指す戦略的な取り組みが必要となるため、総務課が総合調整を行い、各施設所管部署が連携して推進体制づくりに努めます。

また、公共施設等マネジメントを着実に推進していくため、施設の基本情報を正確に把握し、費用対効果や将来的な更新費用などを適切に分析していく必要があります。そのため、本計画の策定にあたり作成した公共施設データベースを活用し、所管部署において点検・修繕などの情報をデータベースに反映し、全町で情報共有できる仕組みを構築します。

3. 5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3. 5. 1 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、利用状況、自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行は施設毎に異なります。各施設の特性を考慮したうえで、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要です。

点検未実施のものも含めた全対象施設において点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築します。

3. 5. 2 維持管理・修繕・更新等の実施方針

従来、劣化等による故障の度に必要な修繕が行われてきました。

大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、施設特性を考慮のうえ、安全性や経済性を踏まえつつ、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで、機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理の導入を推進します。

また、降雨や地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることとします。

3. 5. 3 安全確保の実施方針

町民生活や社会経済活動の基盤である公共施設等は、時代とともに変化する町民ニーズを踏まえつつ、利用者の安全を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提となっています。

本町には、標準的な更新年数をかなり超過した築年数の古い施設が多くあります。外壁の落下、防災設備の故障など利用者の安全の確保に直結する場合は早急に対策を行い、施設を安全な状態で維持し、サービスを継続的に提供します。

点検・診断等により高度の危険性が認められた施設については、立入禁止措置等により安全確保に努めます。

また、他の用途での活用を十分に検討した上で供用廃止が決定した施設について、跡地利用の検討を行い、跡地利用の見込みがない施設については安全性等を踏まえながら解体の検討を行います。

3. 5. 4 耐震化の実施方針

公共建築物の多くは、災害時には避難場所等として活用され、医療施設では負傷者の治療、庁舎等では被害情報や災害対策指示が行われるなど応急活動の拠点となります。

このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、積極的に耐震化の促進に取り組む必要があります。

また、平成25年3月28日に和歌山県が公表した「南海トラフの巨大地震」・「東海・東南海・南海3連動地震」における津波浸水想定では、津波浸水想定区域に位置する地区が多数ありました。このことから、最大クラスの津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、耐震診断等を行い、那智勝浦町地域防災計画に即した公共施設の耐震化を進めます。

3. 5. 5 長寿命化の実施方針

施設の機能の不具合や設備機器の劣化などに対して、すべてを従来のように改築していくことは、大きな財政負担が一時に集中することとなり、将来の少子高齢化や人口減少予測、今後の厳しい財政状況のもとでは、非常に困難な状況にあります。一方で、安全や環境への意識の高まりや防災への着実な対応、ユニバーサルデザインの反映など新たなニーズへの対応も必要となります。

点検・診断等の実施方針のとおり早期に健全度を把握し、予防的な修繕等の実施を徹底することにより事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、また、ユニバーサルデザインなど新たなニーズに対応することにより機能面から長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減を図ります。

今後は、改築に替えて構造体の耐用年数まで使用することとし、財政負担の抑制と平準化を図ります。

3. 5. 6 統合や廃止等の推進方針

利用状況等から必要性が認められない施設や近隣との共同利用の可能な施設については、議会や地元との調整を十分整えたうえで、廃止・撤去、広域化を進めます。

また、児童数等の減少に伴う学校施設の統合や集会室、会議室など類似、重複した機能を有する施設を総合的にとらえ、改築に際しては、施設の集約化による機能統合を検討します。

町民ニーズ、社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することにより、既存施設の改築費の抑制を図ります。また、有償で売り払いや貸し付けを行うなど、財源確保の手段として有効に活用します。

3. 5. 7 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

「3. 4 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策」にも示したとおり、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため、総務課が総合調整を行い、各施設所管部署が連携して推進体制づくりに努めます。

また、全庁的に公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識を持って取り組み、行政サービスの提供に創意工夫を実践していくことが重要となります。そのため、全職員を対象とした研修などを通じた啓発により、公共施設等の管理の基本原則等について職員の意識向上に努めます。

3. 6 公共施設等の数量に関する数値目標の設定

先に掲げました基本原則の「施設総量の適正化」について、具体的な数値目標を設定します。数値目標については、公共施設（建築）の更新費用の財源確保の可能性からその削減率を設定するものとします。

<公共施設（建築）の削減に関する数値目標の設定>

- ・現在の公共施設（建築）をすべて保有しつづけた場合の40年間の更新費用試算額：465.2億円
- ・今後40年間の更新費用として確保可能な財源見込み：303.24億円
- ※平成27年9月時点の財政見通しに、新庁舎及び消防庁舎改築に関する費用見込を加算したものを「財源見込み」として設定します
- ※「財源見込み」には、一般会計、病院事業会計が含まれます

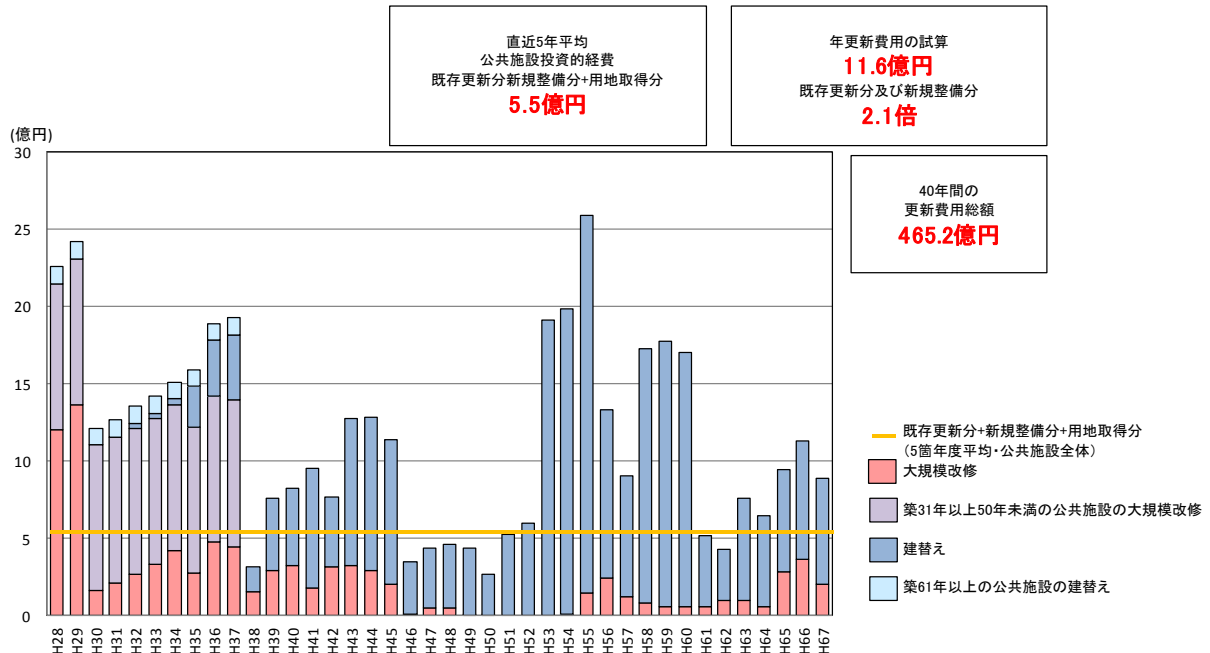
■普通建設事業の財源見込み

(単位：億円)

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34～	40年間合計
財源見込み	27.57	16.90	12.77	23.78	10.24	5.78	以降5.3/年	277.24
	行政系施設の改築等更新費用：26.0							26.0
	財源見込み 合計							303.24

- ・これは、現有する公共施設（建築）の約65%しか更新に要する財源確保の見込みがないといえます。
- ⇒これより、40年間で必要な公共施設（建築）の削減量：約35%
- ・計画期間20年での公共施設（建築）の削減量：約18%

■公共施設（建築）の更新費用の見通し（再掲）



3. 7 フォローアップの実施方針

維持管理に関する庁内の推進体制を整備し、情報管理・共有を図りながら、計画の進捗状況について確認を行います。また、施設の点検・診断結果等を踏まえた維持管理・更新等を推進するため、トータル管理コストの低減、年度間の管理費の平準化の視点で、管理方策や更新施設の優先順位等について検討するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。また、見直しにより計画の更新を行った場合は、議会へ報告するとともに、ホームページなどを活用して町民に公表します。

4. 公共施設における施設類型ごとの管理に関する基本方針

本計画の策定にあたり、以下のとおり施設類型ごとに主要施設を把握しました。今後は、これまで整理した公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を踏まえて、施設類型ごとに基本方針を検討するものとします。

■公共施設における施設類型別主要施設

施設類型	主要施設
町民文化系施設	・天満公民館 ・市野々コミュニティーセンター 等
社会教育系施設	・那智勝浦町立図書館
スポーツ・レクリエーション系施設	・那智勝浦町体育文化会館 ・那智駅交流センター 等
学校教育系施設	・勝浦小学校 ・太田小学校 ・下里小学校 ・宇久井小学校 ・市野々小学校 ・那智中学校 ・色川小中学校 ・下里中学校 ・宇久井中学校 ・教育センター
公営住宅	・那智団地公営住宅 ・井関団地公営住宅 等
産業系施設	・下里畜産団地 ・那智駅交流センター農産物直売所 等
子育て支援施設	・下里保育所 ・井関保育所 ・地域子育て支援センター（勝浦認定こども園） ・川関児童会館 等
保健・福祉施設	・福祉健康センター ・老人憩いの家 等
行政系施設	・那智勝浦町役場 ・那智勝浦町消防署 ・下里コミュニティ消防センター 等
公園施設	・円満地公園 ・湯川河川公園 ・椎ノ浦防災公園
供給処理施設	・那智の郷共同汚水処理施設 ・那智勝浦町クリーンセンター
病院・医療施設	・町立温泉病院 ・町立温泉病院看護婦宿舎 等